

優秀賞

共に生きるということ

埼玉県立戸田翔陽高等学校 1年

平田 楓佳

二〇二四年七月三日、最高裁判所は旧優生保護法を違憲とする判決を下し、国に損害賠償金の支払いを命じました。憲法十三条と十四条に違反するとのことでした。

旧優生保護法は一九四八年に議員立法でつくられました。目的の一つは「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止すること」です。遺伝性疾患などに見なされた人に対して、本人の同意なく、不妊手術を可能にしました。

そして、一九五二年の法改正により、遺伝性ではない精神疾患などの患者にも対象が広がりました。

国が公表した調査報告書によると、旧優生保護法の下で少なくとも約二万五千件不妊手術が行われたそうです。強制手術は、遺伝性ではない患者への一九〇九件を含めて一万六四七五件、同意を得て行われた手術は八五一八件と、同意を得ず行われた手術の方が多いたことがわかります。同意を得たとされる手術でも、本人の意志確認が不十分だったり、福祉施設や家族からの要望でやむを得ず同意した事例も多いとされています。

初めて旧優生保護法の被害に関する国賠訴訟が提起されたのは二〇十八年一月仙台地裁でのことです。それ以降、全国各地で国賠訴訟が提起され、原告数は三十九名に及んでいます。

ここでいう「不良な子孫」は健常者ではない人を指すと思います。本当に「不良な子孫」はいらないのでしょうか。いてはならないのでしょうか。

この夏、私は障害児の放課後デイサービスで数日間アルバイトをしました。

初めて会うときはとても緊張していましたが、子どもたちの方から元気に挨拶をしてくれてホッとしたのを覚えています。

そこには色々な子どもがいました。その子どもたちと遊ぶのが私の仕事でした。室内で鬼ごっこをしたり、公園で走り回ったりしました。

何度も同じことを繰り返し話したり、何度も同じ質問をされることはありました。しかし、私自身がその子たち個人の特徴を理解して、その子に合ったコミュニケーション方法を取れば、問題なく会話ができました。

私は一緒に遊んだ子たちの中にいない子なんていないと思いました。

旧優生保護法の裁判の原告の中には、聴覚障害者も複数人いました。

母の仕事が手話通訳者であることもあり、私は幼い頃から耳の聞こえない人と会う機会がありました。

クリスマス会でのことです。当時小学三年生だった私にとって驚くべきことがありました。当時の私は健常者が障害者を助ける、手伝うために行くと思っていたけれど、実際は耳の聞こえない人たちがメインで準備をし、私はただ楽しむだけでした。手話のできない私に気を遣ってどうにかコミュニケーションをとろうとしてくれた人がたくさんいました。

このクリスマス会には、耳の聞こえない人たちがいなくてはならない存在でした。

社会の中でも同じではないでしょうか。いつでも健常者が障害者を助けてあげているだけとは私には思えません。

普段はあまり考えることはないですが、社会の中にはそれぞれの「人のためになること」があるのだと思います。それは元気な挨拶で誰かを勇気づけることかもしれないし、難病の治療薬を作り出して世界中の人の命を救うことかもしれません。どっちがより素晴らしいかなどではなく、誰かの行動によって救われている人がいるという事実を大切にしていきたいです。

旧優生保護法が違憲だと判決され、国が謝罪したことは、とても大きな出来事だと思います。

ですが、それで終わりではありません。私たちは旧優生保護法のような差別的な法律があった国で生きてきました。気がつかないだけ、見えなくても私たちの中にも差別的な意識があるかもしれません。でもそれは表に出ないからといって無視していいものではありません。

他人ともきちんと向き合っ、自分ともきちんと向き合っ、理解を深めることが、共に生きる社会「共生社会」に繋がると考えます。